

物 件 調 査 書

物件番号	28
------	----

所 在 地		北海道函館市亀田本町 1 0 5 番 2 9						
住 居 表 示		北海道函館市亀田本町 3 2 街区						
現 況 地 目 及び面積等		宅地	185.10 m ²				工作物	—
							立木竹	—
登 記 簿 記載事項	地番	105番29						
	地目	宅地						
	数量	185.10m ²						
	地番							
	地目							
	数量							
接面道路		南側 舗装市道 幅員約 6.0 m (法第42条第1項第1号道路)						
の 状 況								
法 令 に 基 づ く 制 限	建 築 基 準 法 都 市 計 画 法	市街化区域						
		用途地域	準工業地域					
		地域・地区	大規模集客施設制限地区					
		建ぺい率	6 0 %					
		容 積 率	2 0 0 %					
		高度制限	指定なし					
		防火指定	指定なし					
	そ の 他	・景観法 ・宅地造成及び特定盛土等規制法 ・航空法 ・都市再生特別措置法 ・函館市中高層建築物の建築に係る紛争の予防および調整に関する条例						
		*別葉「補足説明事項」参照						
私道の負担等		私道負担	無	負担の内容				
に関する事項		道路後退	無	負担の内容				
供 給 処 理 施 設 の 概 要	供給処理施設	配管等の状況		施 設 整 備 状 況		施 設 整 備 の 特別負担の有無		
	電 気	接面道路配線	有	—		—		
	公営水道	接面道路配管	有					
	公共下水道	接面道路配管	有					
	都市ガス	接面道路配管	有					
交通機関	鉄道等	J R 函館本線 五稜郭駅の 北方 約0.9km 徒歩12分						
公共施設	函館市役所 亀田支所		函館市立亀田小学校		函館市立五稜郭中学校			
参 考 事 項	・当該物件の南西側境界点付近の上空を架線が通過しています。 ・当該物件は、宅地造成等工事規制区域に指定されているため、宅地造成等に関する工事を行う場合には、事前に函館市長の許可が必要になる場合があります。詳細については、函館市に照会願います。 ・当該物件は、航空法第56条の3の規定により、建築物の高さについて制限を受けます。詳細については、北海道エアポート株式会社 函館空港事業所に照会願います。 ・当該物件は、函館市立地適正化計画で定める都市機能誘導区域外に該当するため、一定規模以上の誘導施設の開発、建築等行為を行おうとする場合は、都市再生特別措置法に基づき函館市長への事前届出が必要となります。詳細については、函館市に照会願います。 ・当該物件は、南側から北方向に緩い下り傾斜となっており、北東側境界点付近では東側隣接地より約50cm低く位置しています。 ・売買契約書に、「買受人は、売買物件が売買契約書添付の物件調書等（別紙）記載の内容であることを了承したうえ、売買物件を買い受けるものとする。」との特約条項が付されます。							

※ 物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

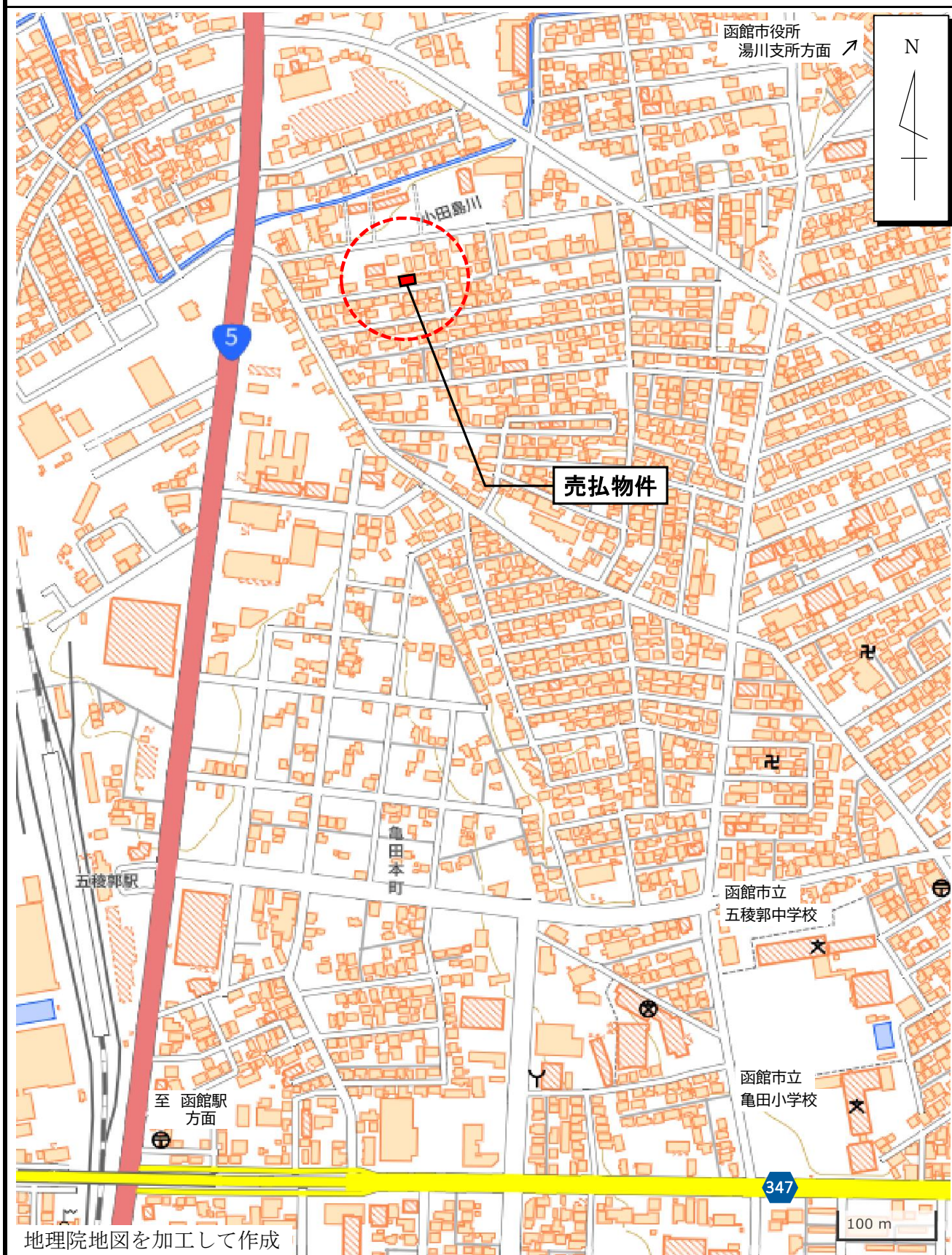
所在地

函館市亀田本町105番29

物件番号

28

案内図



※案内図は、現在の周辺状況と異なる場合があります。

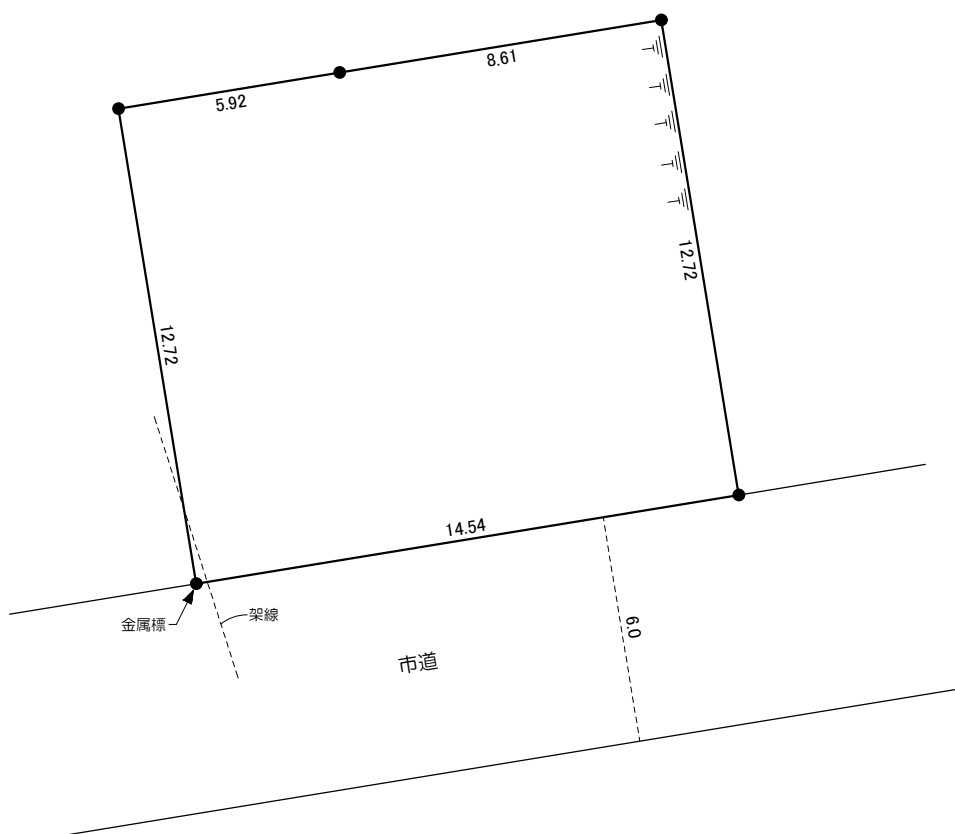
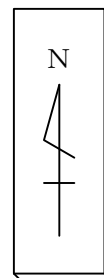
所在地

函館市亀田本町105番29

物件番号

28

概要図



単位：メートル

※物件は現状有姿の引渡しとなりますので、必ず現地の確認を行ってください。

物件番号	28
所 在 地	函館市亀田本町105番29

